

静岡県企業局工業用水道事業及び水道事業

水道用ポリ塩化アルミニウム 購入仕様書

本仕様書は、静岡県企業局工業用水道事業及び水道事業における浄水処理に使用するポリ塩化アルミニウムについて、静岡県企業局がこれを購入するに当たり必要な一般事項を示すものである。

1. 品名 水道用ポリ塩化アルミニウム
2. 規格 日本水道協会規格（JWWA K154：2016）に適合するもの。

表一品質

項目	単位	品質
外観		無色～黄色がかった薄い 褐色の透明な液体
比重（20℃）		1.19以上
酸化アルミニウム（ Al_2O_3 ）	%	10.0～11.0
塩基度	%	45～75
pH値（10g/L溶液）		3.5～5.0
硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）	%	3.5以下

3. 購入予定量

工業用水道名	購入予定量	水道名	購入予定量
ふじさん工業用水道 （東駿河湾）	570 t	駿豆水道	10 t
中遠工業用水道	80 t	榛南水道	2 t
西遠工業用水道	197 t	遠州水道（寺谷・ 天竜川）	320 t
湖西工業用水道	4 t	〃（寺谷・ 太田川）	206 t
		〃（於呂）	277 t
		〃（都田）	593 t
工水計（10t丸め）	860 t	水道計（10t丸め）	1,410 t
合計（10t丸め）	2,270 t		

注）納入量は、取水量及び原水濁度の状況により、変動する。

4. 納入場所

水道名	浄水場名	住所
ふじさん工業用水道 (東駿河湾)	富士川浄水場	富士市中之郷 2100
	厚原浄水場	富士市厚原 1111
中遠工業用水道	寺谷浄水場	磐田市寺谷 2258
湖西工業用水道	梅田浄水場	湖西市梅田 111 の 3
西遠工業用水道	初生浄水場	浜松市中央区初生町 1163 の 1
駿豆水道	中島浄水場	三島市中島 143
榛南水道	榛南浄水場	榛原郡吉田町川尻 4036 の 2
遠州水道 (寺谷)	寺谷浄水場	磐田市寺谷 2258
〃 (於呂)	於呂浄水場	浜松市浜名区於呂 3358
〃 (都田)	都田浄水場	浜松市浜名区都田町 9436

5. 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

6. 支払方法

納入量は毎月末日をもって締切り、代金は契約書第 12 条の規定により処理する。

7. 品質検査

納入する水道用ポリ塩化アルミニウムの品質検査は次のとおり。

(1) 試験成績の提出

契約業者（以下「乙」という。）は契約締結後速やかに、静岡県企業局（以下「甲」という。）に対して、製造業者が製造する水道用ポリ塩化アルミニウムが厚生労働省令「水道施設の技術的基準を定める省令」別表第 1 に掲げる項目について、適合することを証明する計量事業所の分析結果書（最大注入率 300mg/L）を提出するものとする（公告日から 2 年以内に採取した最新の試料によること）。

試験方法については、最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省健康局水道課通知 以下「ガイドライン」という）及び最新の「水道用薬品の評価試験方法」（日本水道協会 JWWA Z109）に基づき行うものとする。この成績表には分析機関名を明記するものとする。

なお、日本水道協会等の認証機関による上記最大注入率以上の品質認証を受けた薬品については省略することができる。ただし、その際には認証を受けたことを証明する書類等を提出するものとし、認証登録の更新をした場合又は、製造工程の変更等が生じた場合には新たな認証登録を証明する書類を提出すること。

(2) 臨時の検査

乙は、甲が独自に行う検査に必要な試料の採取について指示があった場合は、速やかに提出するものとする。納入時に抜き取り検査を行う場合も随時対応すること。

8. その他

(1) 事務所長の納入請求により、指定された日時に指定された場所へ納入するものとする。乙は甲からの納入請求を遅延なく確実に履行できるよう薬品を確保すること。納入は職員の立会い・指示に従い、各浄水施設（受入れ口等）に適合した方法で納入すること。

(2) 輸送用車両から直接貯蔵タンクへ納入するものとする。

1回の予定搬入量

浄水場名	予定搬入量（1回当り）
富士川浄水場	12 t
厚原浄水場	70 t
初生浄水場	15 t
梅田浄水場	1 t
中島浄水場	2.5～3.0 t
榛南浄水場	1.0～1.5 t
寺谷浄水場	8～20 t
於呂浄水場	8～20 t
都田浄水場	8～20 t

(3) 納入は職員の立会いのもと、その指示に従い、各浄水施設（受入れ口等）に適合した方法で行うこと。輸送用車両から直接貯蔵タンクへ納入するものとする。薬品納入に使用する容器は、その薬品に適したものであること。なお、施設点検などにより送液圧力を下げて納入する場合がある。

(4) 納入の都度、計量所が発行する計量証明書及び成分分析表を提出すること。成分分析は、JWWA K154：2016の規格項目を行うこと。

(5) 納入時は必ず事務所長の命ずる職員立会いのもとに納入し、納入量は双方の確認によるものとする。また、計量証明書及び成分分析書に疑義が生じたときは、事務所長の命ずる職員立会いのうえ再検査、計量させることがある。なお、証明費用は乙の負担とする。

(6) 契約締結後、以下の書類を甲及び各浄水場に提出すること。

- ・営業日及び納入依頼のための緊急連絡先
- ・安全データシート（SDS）
- ・納入の際に使用する輸送用車両車番及び搭乗者名

- ・事故発生時の対応を示したマニュアル及び連絡系統図
- ・計量器の校正証明書（直近のもの）

- (7) 薬品納入に使用する輸送用車両には、薬品名を表示すること。
- (8) 甲は、浄水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、乙は緊急連絡先を各浄水場に提出するとともに、これに応じられる体制を整えておくこと。
- (9) 納入時、漏液等の事故が発生した場合、納入を一時停止し、担当職員に報告するとともに、被害の拡大がないように速やかに処置すること。
- (10) 施設点検などにより送液圧力を下げて納入する場合がある。
- (11) その他、この仕様書に疑義がある場合及び定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。